

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多くの国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもと、震災救援と復興に迅速に対処しているのである。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、私有物の撤去や土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害が拡大することとなる。

また、昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命・財産・安全を脅かす事態が発生している。

平成16年5月には、自由民主党、民主党、公明党の三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで制定されていない。

よって、国においては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

徳島県議会議長 岡 本 富 治